

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：感染症予防費

## 事業名 私立学校等結核予防費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部感染症対策推進課 感染症対策第二係 電話番号：058-272-1111(内 4655)

E-mail: [c11237@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11237@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 13,379 千円 (前年度予算額：14,248 円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	14,248	0	0	0	0	0	0	0	14,248
要求額	13,379	0	0	0	0	0	0	0	13,379
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内では290人の結核新規患者が発生しており、罹患率も14.6と全国平均(11.5)に比べて高い状況にある(R1)。国際的にも日本は結核の「中まん延国」とされており、結核の制圧に向けて継続した努力が求められている。

結核のまん延を防止するための対策の一つとして、結核の早期発見・早期治療を達成することは重要であり、結核の定期検診については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第53条の2に規定されている。

### (2) 事業内容

結核の早期発見・早期治療により感染の予防を図るため、感染症法第58条の3の規定により私立学校、社会福祉施設等の長が支弁する結核健康診断費用に対し、感染症法第60条の規定に基づき補助する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	13,379	私立学校等が支弁する結核健康診断費に対する補助
合計	13,379	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県保健医療計画

岐阜県感染症予防計画

岐阜県結核予防業務指針

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	私立学校等結核予防費補助金
補助事業者（団体）	私立学校及び社会福祉施設等の長 （理由）感染症法第 60 条
補助事業の概要	（目的）結核の早期発見・早期治療により、まん延防止を図る。 （内容）感染症法第 58 条の 3 に基づき実施された結核健康診断の費用について、感染症法第 60 条の規定に基づき補助する。
補助率等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）感染症法第 58 条の 3 に基づき実施された健康診断に要する費用の 2 / 3 （理由）感染症法第 60 条
補助効果	結核健康診断の実施率の向上
終期の設定	設定なし （理由）感染症法第 60 条の規定に基づき県が補助する費用であるため、引き続き実施する。

### （事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>私立学校及び社会福祉施設における結核の定期健康診断が適切に実施されることにより、結核の早期発見及び早期治療の推進を図る。</p>
---

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (令和 3 年度)	目標 (終期)
①私立学校等における健診実施人数	-	11,862 人	-

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	令和 3 年度 (要求)
補助金 交付実績	9,385 千円	9,224 千円	9,402 千円	(予算額) 14,248 千円	(要求額) 13,379 千円
指標① 目標	-	-	-	12,862 人	11,862 人
指標① 実績	11,441 人	11,274 人	11,617 人	(推計値) - 人	(推計値) - 人
指標① 達成率	- %	- %	- %	(推計値) - %	(推計値) - %

(前年度の成果)

私立学校及び社会福祉施設において、11,617人の定期検診（レントゲン撮影等）が行われ、補助を行った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

今後、高齢者福祉施設の増加が見込まれるため、本事業について周知し、適切に健診が実施されるよう働きかける必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

感染症法第60条の規定に基づき県が補助する費用であり、必要な事業である。

○

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

健診が適切に実施されることにより、早期発見・早期治療につながっている。

○

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

保健所が私立学校等に直接補助することにより、同時に健診の実施状況を把握することができ、効率化が図られる。

○

(事業の見直し検討)

法に基づく補助であることに加え、健診実績は年々増加しており、今後も継続する必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

**継続**・削減・統合・廃止

(理由) 法に基づく補助であることに加え、健診実績は年々増加しており、今後も継続する必要がある。